

日 薬 業 発 第 72 号
令 和 7 年 6 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌平

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について財務省主計局給与共済課長、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長については、令和6年12月24日付け日薬業発第347号ほかにてお知らせしたところですが、今般、現在の令和6年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和7年7月以降も引き続き下記のとおり取扱うことが示されました。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・ 令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）（令和7年5月27日付け事務連絡、財務省主計局給与共済課長）
- ・ 令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）（令和7年5月27日付け事務連絡、総務省自治行政局公務員部福利課）

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 27 日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課長
山 本 庸 介

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収
の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 27 日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
山 本 庸 介

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年12月20日付事務連絡「令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 7 年 6 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 7 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴共済組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、ご回答いただきますようお願いいたします。

一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長を実施するとご回答いただいた共済組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予の対象となる共済組合として、全国の保険医療機関等に対して共済組合名を周知する予定としていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

報告期限については、令和 7 年 6 月 6 日（金）12 時までとしますが、意向が確定次第、速やかにご報告をお願いします。

記

○ 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和 7 年 6 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の免除を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、免除期間を令和 7 年 9 月末日まで延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 27 日

日 本 医 師 会
日本歯科医師会
日本薬剤師会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 27 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 12 月 20 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 7 年 6 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 7 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしくお願いします。

記

○ 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について

当面、令和 7 年 6 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を令和 7 年 9 月末日まで延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 27 日

地方職員共済組合
(地共済事務局扱い)
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 12 月 20 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 7 年 6 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 7 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について

当面、令和 7 年 6 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を令和 7 年 9 月末日まで延長していただきたいこと。